

岩手県告示第430号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定したいので、その旨告示する。

令和4年7月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 陸前高田市椿島鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区域 陸前高田市椿島鳥獣保護区の一円の区域
- 3 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分 集団繁殖地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的 陸前高田市椿島鳥獣保護区は、陸前高田市広田半島の南端である広田崎から南東約1キロメートルの場所に位置する椿島の全域で、面積約1ヘクタールの無人島である。椿島は全域が花崗岩で形成されている。かつては名前のおおつバキが繁茂していたが、ウミネコの活動によって枯死し現在では裸島となっている。

当該鳥獣保護区は、陸地から離れているという立地環境のため、獣類の生息が確認されていない。椿島にはウミネコが多く生息しており、「ウミネコの繁殖地」として国の天然記念物に指定されている。この他、ウミアイサ、ウミウ、ヒメウ等の海鳥や、ハクセキレイ、ホオジロ、ウグイス等の陸鳥が多く確認されている。

以上のように、当該鳥獣保護区は島全域がウミネコ等の鳥類の繁殖地として重要であることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に引き続き指定し、鳥類の集団繁殖地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

ア 当該特別保護地区については、鳥獣の生息環境を維持するため、現状のままの保全を基本とする。

イ 定期的な鳥獣の生息状況モニタリング調査を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ウ 生活環境被害等の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

。

5 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間 令和4年7月8日から同月21日まで

(2) 縦覧場所 岩手県環境生活部自然保護課並びに沿岸広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境部大船渡保健福祉環境センター